

道路用地無償取得説管見

坂 口 軍 司

菊地慎三氏の「道路用地の無償取得に就て」^(一)といふ論文

は、菊地氏が東京府内務部長（當時）の國家的地位肩書を有してをる點からもその思想内容の宣傳力及び説服力を強むべきであり、殊にそれが帝都の有力出版元の發行であるからして筆者は評論寄稿者としてと同時に、都市生活者として、菊地氏の論文の論理及び實現企畫意志と現日本國家秩序及び都市の實際問題との關係を管見して、菊地氏の公答を求めようとするのである。

(一) 菊地慎三氏著「都市計畫と道路行政」(二八六頁以下)

に於ける、道路用地無償取得に就ての、論旨を正確ならし

むるために自分で勝手に菊地氏の論旨を概括することなしに、主として直接に菊地氏の文を引用しやう。菊地氏はいふ。

「道路を中心とする問題の中無償を以て道路用地を取得するの方策如何は道路行政當局者の着目すべき好箇の題目であらうと思ふ。蓋用地費は道路施設の經費中重要なる部分を占める。若し無償を以て用地を取得することが出来るならば道路施設は著しく遂行が容易となる。——中略——之を歐米の事例に徴し之を法理及經濟に照して道路用地無償提供の方策を樹立することは實行可能である。財政の窮乏に手も出ない我國道路行政上正に一考の價值があると思ふ」

菊地氏は道路用地を無償取得すれば爲政者は財政問題が

輕減するから道路施設は著しく遂行が容易となるといふ。

しかしながら土地所有者が心よく道路用地を無償提供することは甚だ少ない。無償で提供してまでといふ念の方が強い場合の方が甚だ多くはないかと思ふ。

筆者の十ヶ年に渉る道路行政實務の體驗から言つても無償提供を心よくした事例は甚だ少ない。無償提供がお願出來ねば路線を變更するまでだ、といふイヤガラセを言はねば同意しない場合が甚だ多い。寧ろ此の一手で無償提供せしむるのである。自治體から無償取得××坪、有償取得××坪といふやうな統計が本省へ舞込むから、直接民衆に接觸しない本省當りの役人は机上で今日の大勢は無償取得の傾向を以てゐるといふが如き幻覺に陥るのである。

將に時代の進運に逆行するもので、「仁政の標榜」の美名の下にかくれ、膏血を絞り、生命を短縮せしめる斂求の惡策の失敗は正徳、享保の昔から昭和の今日まで史實が之を吾々に教へて呉れる。「百姓を治るの法は一年入用の食料だけを殘して其の餘りは年貢に取り彼等の手許には財の

餘らぬやうに且不足なき様に治むべし」即ち「農は國の本なり百姓は國の御寶なり」と農本主義を振かざし、撫育(?)すべきことを吹聴し乍ら、農民を搾取斂求の對象としたのと、今日、産業日本を標榜しヤレ都市計畫だのソレ産業道路の開設だの言つて事は甚だ結構だが、都市計畫事業費負擔だの、受益者負擔だの、道路用地無償取得だのと吾人は全く税金をかせぐためと、祖先傳來の土地を沒收せらるゝために働いてゐる觀がある。

それ故に菊地氏が「道路用地を取得する普通の方法は土地收用である。土地收用は收用に依りて生ずべき總ての損害に對して相當の補償を與ふることを要する」と論理を展開し机上の粗雜論で實地には適用すべからざる未熟思想露呈する醜態を演ずるの外なきに至るのである。

二

此の理由にならぬ理由から進んで「殊に市街地の土地收用東京の市區改正に對しては不平不満の聲が往々にして

擧げられる實際に於ても土地收用の補償額は實際の賣買價額より遙に低いのが通例である。之は土地所有者の利益を蹂躪するもので不當であると謂ふことも一應理由がある。併しながら大勢としては兎も角も土地收用が實行されて行く」とは思ひ切つた官僚思想である。)

土地收用價額が如何に低廉であるかは菊地氏が自白せる如く全く事實である。民衆より行政廳に對する訴訟は多く行政法上の問題であつて民衆はもとより専門の辨護士でも詳知せざるを奇貨とし茲でも官僚は斂求を弛めない。

のみならず。土地收用審査會の議を経て通常裁判所へ出訴した場合、官僚の態度は、其の形式に於て何か不備の廉があるときは官僚はその形式上不備なる廉を指摘して本案を避ける。その代表的態度が例の道路費用負擔と訴の相手方と云ふ問題であつた。美濃部博士流の道路管理者は國の機關で公共團體の代表ではないから公共團體を被告とする訴訟は本案を避けると云ふ不親切なる態度に始まる。(一)

社會は流動する。飛躍する。いつぞや化石と貶された司

法官も時代の潮流に押流されまいとする努力の足あと鮮かに看取され昭和四年十二月大審院は民事總聯合部の判決を以て、土地の被收用者に對し補償金支拂の義務を負擔するものは公共團體たる起業者たる道路管理者即之に依り代表せらるゝ國との二者にして二者を共同被告と爲すとその孰れか一をのみ被告と爲すとは全く原告の任意であると新判例を啓き官僚に一針を加へた。(二)

(一) 拙稿「報償契約論」都市問題第一八卷第二號

(二) 拙稿「道路費用の負擔と訴の相手方」關西大學學報八八號

三

此の訴訟に敗殘を舐めた官僚が新案した制度、即ち更に極論して道路用地無償取得論を提唱し始めた。之が所謂菊地氏の所論である。その宣傳効果は百パーセントであつた。恰も菊地氏の「都市計畫と道路行政」をバイブルの如く心得た俗吏は民衆との折衝には常に此の者を引合に出す。而して俗吏は自らが歐米の視察でも爲したるが如く、英國の

住宅及都市計畫法がどうだの、普魯西建築線法はかうであるの等に國家制度の相違も知らないで、類に比較法を以て之に當る所に本書は有害無益な存在を示してゐる。

「所有權の無償取得」といふのは「土地無償沒收」であり、コンフィスケエションである。それは戦後被征服者の土地所有權に對して行はるゝことであつても、現日本の法治制度の下に行はるべき事でないのは論ずるまでもない。「之を法理及經濟に照して道路用地無償提供の方策を樹立することは實行可能である」といふのであるが、その法理的、經濟的及道德的基礎はどこにあるか。一九一八年の共產主義ロシアの憲法の英譯には無償土地國有を規定してゐるが、それは現日本に於て「正しいといふことが出来よう」とはいひ得べからざるものである。土地無償沒收の急激改革といふことは論理的にも實地經濟的にも正しい理由はなく、法理上の根據もなく道德上の根據も無い。

又更に菊地氏は理論を展開し、「都市計畫の認むる地帯收用論を引張り出し、地帯收用は結果に於て道路用地を無

償取得した場合と同一となり又は好都合に行けば利益をも擧げることが出来る」のように、都市計畫事業を土地會社視するまでに墮落論をせざるを得ない程無意識に指導を誤つてゐる。

四

菊地氏の道路用地無償取得の提唱は共產主義原理の宣傳をなすに外ならぬ。從來賣買せられ、またそれ故に金錢によつて購求せられたる土地を道路改良の美名の下に土地所有權を奪ふといふことは人生の持續性原理に背反する。從來賣買せられたものを有價買上するは不合理であるといふ理論は、國家制度の大變革を豫想せねば成立せぬのであるから現日本の法律制度の下に於ては此の如き論を發表することは國家の秩序を紊亂すべき論理的必然性を有する論斷である。

筆者は菊地氏の道路行政論には多くの敬意を表するものである。(一)併しながら此の一部には到底讚意を表するどころ

か真正面から反對せざるを得ない。故に此の稿を起した。

法制法規に就ての知識と訓練に乏しい地方公共團體の俗吏には、此の如き論文の發表は煽動的になるべきは自然のことである。又「所有權に對する不安」が如何に深刻にその郷土安堵感情を脅威しつゝあるかは氏がその後東京市助役の要職にある場合不勤體驗せられたであらう。此の如き奇矯言論が國民生活に與ふる暴虐的效果は戰慄すべきものである。

菊地氏の思想の如き他愛もなき國家地方社會生活事實を顧みぬ概念遊戯論は無内容であるから、俗吏の理解に容易であるところに暴虐的影響を平和であつた地方團體生活に與ふるのである。

唯一つ此の問題と極めて因果關係のあるのは、寧ろ問題を刑事政策に觀たとき一つの副産物がある。それは、多くの疑獄事件を未然に防止し得るから。

(一) 拙稿「道路使用理論の序説」道路の改良第一六卷第一號

歐洲道路視察談

三輪 周 藏

私の演題は『歐洲道路視察談』と云ふ、大變大袈裟な問題であります。私の今回旅行致しました期間は洵に短期間でありまして、恐らく只今までのレコードを破つたこと

、信するのであります。が併しその短期間の旅行に感じましたにも拘らず、日本の道路技術が歐洲の道路技術に何ら遜色がないと云ふ確信を得たのであります。勿論そのスケ